


所管部課	総務部職員課	部長	阿部 晴彦			
件名	東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について					
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項	
関係事項	条例規則	東大和市特別職職員の給与等に関する条例 東大和市職員の給与に関する条例施行規則				
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>(1) 改正理由</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 成年被後見人等に係る欠格条項に係る措置の適正化を図るため 2 令和元年東京都人事委員会勧告に準じた、給与改定を実施するため <p>(2) 主な改正内容</p> <p>《東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 成年被後見人等に係る欠格条項に関連する文言の削除 2 令和元年東京都人事委員会勧告に基づき、特別給（賞与）を0.05月引上げ、勤勉手当に配分する。 <p>(3) 施行日</p> <p>令和元年12月14日から施行。ただし、上記2に係る改正規定は公布日から施行し、令和元年6月1日から適用する。</p> <p>(4) 影響及び効果</p> <p>地域の実情を反映した東京都人事委員会の勧告に準じた対応となる。</p>						
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>令和元年 8月 7日 人事院勧告</p> <p>令和元年10月16日 東京都人事委員会の勧告</p> <p>令和元年11月22日 職員組合から同意書を受理 文書課審査済</p>						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>						
<p>4. 主管部処提案（検討結果等）</p> <p>職員組合からの同意後の事務処理のため、時間的余裕がなく、庁議付議する暇がないことから持ち回り庁議にて対応することとし、持ち回り庁議終了後、速やかに条例改正の手続きを進めたい。上記の条例を改正する議案を令和元年第4回市議会定例会に提出したい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。